

嘉麻市緊急通報システム事業業務委託事業者募集要項

1 趣旨

嘉麻市緊急通報システム事業を効果的かつ効率的に実施するため、嘉麻市緊急通報システム事業実施規程（平成18年3月27日告示第26号）第3条に基づき、嘉麻市緊急通報システム事業の運営について委託する事業者（以下「業務委託事業者」という。）の募集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業の内容

市内に在住するおおむね65歳以上のひとり暮らし等高齢者及び重度身体障がい者の急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を行うとともに、日々の生活における不安を解消することにより福祉の増進に資することを目的に実施する事業であり、事業は市が支払う委託料をもって運営するものとする。

また、事業詳細については別紙「嘉麻市緊急通報システム事業業務委託仕様書」を参照のこと。

(1) 事業名

嘉麻市緊急通報システム事業

(2) 委託期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

(3) 予定価格（委託料単価）

業務委託事業者に支払う委託料単価については、企画提案書提出時に提案された見積書で示された額を支払うものとする。

委託料単価の上限は次のとおりとする。（消費税及び地方消費税は含まない）この金額を超える提案があった場合には失格とする。

据置型 2,000円（税抜き） 携帯型 2,500円（税抜き）

※対象者1人あたりの装置一式の月額単価（業務委託料、装置設置・撤去料、駆付け料等を含む）

3 参加資格

本件に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和7年11月1日現在において、嘉麻市物品等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成18年10月20日規則第167号）に規定する有資格者名簿に掲載されている者であること。
- (2) 緊急通報システム事業の受託実績のある法人等であること。
- (3) 法人等またはその代表者等が次の各号に該当しないこと。

①団体の役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいること

- ②嘉麻市政治倫理条例第6条各号に規定する者
- ③地方自治法施行令第167条の4に規定する者
- ④会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っている者
- ⑤破産法に基づく、破産手続き開始の申し立てをしている者
- ⑥所得税、法人税、消費税及び地方消費税、市税及び公共料金等（別表1）を完納していない者
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者。又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

4 選定方法

受託予定者の選定については、公募によるプロポーザル方式とする。

参加を希望する者は、プロポーザル参加申込を行い、市は参加資格についての第一次審査を行う。

参加資格を取得した者（以下「参加者」という。）は、企画提案書等の提出及び第二次審査にてプレゼンテーションを行い、市は提案内容及び申請書類等を総合的に評価し、業務委託事業者として受託予定者を選定する。

（1）選定スケジュール等

項 目	日 程
募集要項等の配布	令和7年11月4日(火)～令和7年11月14日(金)
募集要項等に関する質問の受付	令和7年11月10日(月)～ 令和7年11月14日(金) 正午まで
質問に対する回答	令和7年11月14日(金) 午後5時までに回答
プロポーザル参加申込の受付	令和7年11月17日(月)～令和7年11月21日(金)
第一次審査（参加資格審査）	令和7年11月25日(火)～令和7年12月2日(火)
第一次審査結果通知発送	令和7年12月4日(木)
企画提案書の提出期限	令和7年12月9日(火)
第二次審査（プレゼンテーション）	令和7年12月中旬
選定結果の通知	令和7年12月下旬
契約締結	令和7年12月下旬予定

（2）選定委員会

市は嘉麻市緊急通報システム事業業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定を実施する。選定委員会は委員長1名及び委員5名をもって組織し受託業者を選定するための評価基準の詳細及び配点を定め、企画提案等の評価を行う。

5 募集要項等の配布

募集要項、業務仕様書及び申請書類は、嘉麻市役所ホームページからダウンロードするか、下記担当所管にて配布する。

- (1) 配布期間 令和7年11月4日(火)から令和7年11月14日(金)まで
- (2) 配布時間 午前8時30分から午後4時30分まで
- (3) 配布場所 福岡県嘉麻市岩崎1180番地1 (本庁舎2階)

嘉麻市役所 高齢者介護課 高齢者支援係

※市 HP (<http://www.city.kama.lg.jp/>) からダウンロード可

6 募集要項等に関する質問の受付

募集要項その他配布資料に関する質問を次のとおり提出することができる。

- (1) 受付期間 令和7年11月10日(月)から令和7年11月14日(金)正午まで
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後4時30分まで
※令和7年11月14日(金)については、正午まで
- (3) 提出方法 募集要項等に関する質問書(別紙1)に記入のうえ、FAXにて提出すること。質問書を提出された場合は必ずその旨を電話にて連絡すること。
なお、電話等による口頭での質疑応答は行わない。
- (4) 提出場所 高齢者介護課 高齢者支援係 FAX 番号：0948-42-7093
- (5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年11月14日(金)午後5時までに嘉麻市のホームページへの掲載及びFAXにて回答する。

7 プロポーザルへの参加申込

(1) 参加申込

参加者は、次の書類を正本1部(すべて原本及び原本証明されたもの)、副本11部(コピー可)提出すること。

書類は①～⑨の順番で、一部ごとにファイリングして、表紙に『嘉麻市緊急通報システム事業業務委託事業者選定参加申請書』と申請者の名称を記載すること。

ア 提出書類

- ①申請書(様式第1号)
- ②定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ③法人にあっては当該法人の登記事項証明書(3ヶ月以内に取得したもの)
法人以外の団体にあっては、代表者の住民票抄本(3ヶ月以内に取得したもの)
- ④決算関係書類(直近3ヶ年度分における貸借対照表、損益計算書又は収支計算書)
- ⑤各種納税証明書(法人及び代表者について納付義務のあるものは全て添付すること)
 - ・国税：法人の場合 法人税・消費税及び地方消費税 「様式その3の3」

個人の場合 申告所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税

「様式その3の2」

・県税：個人事業税・法人県民税・法人事業税 「滞納（未納）税額のない証明」

⑥誓約及び納付状況調査同意書（様式第4号）

⑦事業者の概要書（様式第5号）

⑧欠格条項等に該当しない旨の誓約書（様式第6号）

⑨プライバシーマーク登録証等の写し

イ 提出期限

令和7年11月21日（金） 午後4時30分まで

①受付期間 令和7年11月17日（月）から令和7年11月21日（金）まで

②受付時間 午前8時30分から午後4時30分まで

ウ 提出方法

第14項に記載の担当課まで、直接持参とする。

（2）辞退

参加申請書を提出した後に辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式第7号）を企画提案書提出期限（令和7年12月9日）までに提出すること。

8 第一次審査（参加資格等の審査）

参加者より提出された書類に基づき、下記事項について第一次審査を行い、審査後、各参加者に通知する。（令和7年12月4日発送）申請者が一事業者のみであった場合にも、同様の手続を行う。

（1）参加資格審査

申請者から提出される書類をもとに、嘉麻市緊急通報システム事業業務委託事業者募集要項に示す参加資格との照合を行い、参加資格を確認できない場合は失格とします。

（2）申請書類の審査

申請者に求めた申請に必要な提出書類がすべて揃っていることを審査し、不備がある場合は失格とします。

9 企画提案書等の提出方法等

参加者は、下記により企画提案書等を提出するものとする。

（1）提出書類

ア 企画提案書（様式第2号）、見積書（様式第3号）

（記載を補完するためのイメージ図、写真又は図面等の添付可）

イ 企業概要（パンフレット等）

（2）提出期限

令和7年12月9日（火）16時30分まで（必着）

(3) 提出方法

第14項に記載の担当課まで、直接持参とする。

(4) 提出にあたっての留意事項

ア 提出は1参加者につき1提案とする。

イ 企画提案書の提出部数は、正本1部、副本11部（コピー可）とする。併せて電子データ（CD-R等）を1部提出すること。

書類はファイリングして、表紙に『嘉麻市緊急通報システム事業業務委託事業者選定企画提案書』と申請者の名称を記載する。

ウ 企画提案書は、日本工業規格A4サイズとする。

エ 企画提案書に用いる言語、通貨、単位は、日本語、日本円、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

オ 企画提案書の再提出及び差替えは認めない。ただし、選定委員会での適正な選定に支障があると認められる場合には、再提出を指示することがある。

カ 選定委員会が必要と認める場合には、追加資料を求めることがある。

キ 企画提案書は、選定事務に必要な範囲で複製を作成することがある。

ク 企画提案書の内容は、労働基準法等関係法令を遵守すること。

10 第二次審査（プレゼンテーション）の実施

企画提案について、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日時及び場所は次のとおりとし、実施時間等の詳細は別途通知する。

ア 日時：令和7年12月17日（水）予定

イ 場所：嘉麻市役所本庁舎（5階）5A会議室（嘉麻市岩崎1180番地1）

(2) プレゼンテーションに際しての時間配分は、次のとおりとする。

ア 説明時間：20分程度

イ 質疑応答：10分程度

(3) 留意事項等

出席者は3名以内とする。

提案書をもとにプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出された企画提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。ただし、事前資料を見やすく拡大したもの等は使用できるものとする。

会場には、スクリーン及び電源のみ準備するが、その他必要なものは説明者が準備すること。

11 受託予定者の選定

(1) 選定方法

選定委員会の委員長及び委員が企画提案の評価を行い、次の算定方式によって、評価

点の合計が最も高い参加者を受託予定者として選定する。

有識者（２名）の採点は全て採用し、職員（４名）の採点は最高点及び最低点を除き、中間（２名）の採点を採用する。評価点が同点の場合は、見積額の低い参加者を受託予定者と決定する。

また、参加者が１者の場合であっても、参加資格を満たし、企画提案の評価点数が６割以上であれば受託予定者として選定する。

なお、選定された業務委託事業者が辞退等をした場合は、次点の参加者を受託予定者として選定し、その者が辞退等をした場合は以下同じとする。

ただし、委員会において審査した結果、選定委員の採点平均が６割未満の場合はその限りではない。

（２）企画提案の評価基準

企画提案の評価項目は、別表２ 嘉麻市緊急通報システム事業業務委託事業者選定に係る配点基準表に定める評価項目とする。

（３）参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

なお、受託予定者として選定された後にあっては、その者とは契約を締結せず、次点のプロポーザル上位者と契約を締結することとする。また、契約における受託者となった後にあっては、その者との契約を解除し、次点のプロポーザル上位者と契約を締結することとする。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ 提案価格が予算の範囲を超えた場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

オ 審査の公平性を害する行為があった場合

カ プレゼンテーションに遅刻・欠席した場合

キ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

（４）選定結果の通知

選定委員会における選定結果については、参加者全員に通知する。

なお、正式に業務委託事業者として契約を締結するまでの間に候補者に事故等があるときは、次点の申請者を選定することがある。

（５）選定結果の公表

選定委員会における選定結果については、市ホームページにおいて公表する。なお、電話等による問合せには一切応じない。

(1) 契約手続き

市は、企画提案の評価に基づき選定した参加者を受託予定者として、本業務の委託を予定するものとし、別途指示する方法で契約手続きを行うものとする。

(2) 業務の実施

契約後の業務の実施については、企画提案書等に基づき、市と協議の上行うものとする。

13 その他の事項

(1) 参加不可、失格、契約解除の通知を受けた者は、通知を受理した日の翌日から起算して5日以内（市の休日を含まない）に、書面により、理由についての説明を求めることができるものとする。市は説明を求められたときは、請求を受理した日の翌日から起算して5日以内（市の休日を含まない）に、書面により回答するものとする。

(2) 企画提案書の作成等、参加に係る一切の費用は参加者の負担とする。

(3) プロポーザル参加申請書、企画提案書等の提出書類は返却しない。

(4) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、公表等に必要な場合、市はその提出書類の全部又は一部を参加者の承諾なしに使用できるものとする。

(5) 提出書類は、嘉麻市情報公開条例に基づき、開示する場合がある。

(6) 本要項に定める事項の他、必要な事項については、別途市が定めるものとする。

14 お問い合わせ・提出先

嘉麻市高齢者介護課高齢者支援係（担当：山本・富來）

住 所：〒820-0292

福岡県嘉麻市岩崎1180番地1

電 話：0948-42-7432

F A X：0948-42-7093

別表1 市税及び公共料金等の名称

市民税	国民健康保険税	固定資産税
軽自動車税	市営住宅使用料	保育料
学童保育所利用料	道路占用料	市有土地・建物貸付料
国有地転貸料	水道料金	農道・水路等占用料
学校給食費	介護保険料	市営住宅退去時補修費
住宅新築資金償還金	住宅改修資金償還金	宅地取得資金償還金
後期高齢者医療保険料	災害援護資金償還金	福祉電話使用料
汚水処理施設使用料	老人居室整備資金貸付金	老人保護措置費入所負担金
奨学資金貸付金（連帯債務を含む）		

公共の施設の利用又は行政財産の目的外使用許可に係る使用料
その他市に納付又は納入すべき全ての公共料金等

※嘉麻市の市税及び公共料金等に限る。

別表２ 嘉麻市緊急通報システム事業業務委託事業者選定に係る配点基準表

評価事項	評価内容
緊急通報システム事業概要	事業の取り組み姿勢・意欲
	事業実績
緊急通報装置の機能	装置一式が十分な機能を備えているか
	高齢者・障がい者の利用への配慮
工事及び保守体制	初期説明、設置・移設・撤去時の工事及び保守体制において適切な対応がとられているか
	故障等の際、すみやかに常態に回復する手段がとられているか
緊急時の対応及び受信センターの体制	受信センターの有資格者の配置状況
	各機関との協力体制は十分か
	緊急時の対応の流れは適切か
	駆け付けが必要な場合、すみやかな対応が行えるか
	利用者情報の管理、更新は適切か
災害時等の対応	センターのバックアップ体制
	市役所との連携はできているか
個人情報管理	研修を行うなど、職員の意識向上に努めているか
	個人情報管理規定を設けるなど、適切な管理を行っているか
その他	その他利用者の利便性向上に努めているか
価格	価格点＝（最低見積額÷見積額）×配分点 小数点以下切り捨て ※見積額については、据置型と携帯型の合計見積額